

関東学生ゴルフ連盟競技規程

第 1 章 総 則

第 1 条 本規程は本連盟の主催する競技会に対して適用する。ただし、本規程は競技会の運営に対する適用を主旨とし、ルール上は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則による。

第 2 条 大会役員、競技会スケジュールは常任委員会において決める。

第 2 章 競 技 者

第 3 条 競技参加有資格者は、本連盟の加盟員でアマチュアたる資格を保有し、かつ本連盟主催競技にエントリーした者。

ただし、初年度において連盟登録希望者が、3月31日以前に翌年度の競技会にエントリーする場合は、入学を予定されている大学の入学許可書、又はそれに準ずる書類の写しを添付しエントリーできる。エントリーした者は4月1日をもって登録、連盟加盟員となる。なお、3月31日以前の入学を予定されている大学の行事および連盟主催行事、後援行事の参加は、親権者の承諾書に個人の責務を明確に記し、連盟宛に提出しなければならない。

次の場合は出場資格を失う。

- イ. 日本ゴルフ協会および本連盟よりアマチュアたる資格を停止、または剥奪された者。
- ロ. 本連盟より、競技者たる資格を停止、または剥奪された者。
- ハ. 加盟校より、停学その他の処分を受け、処分期間中およびその解除を受けぬ者。
- ニ. 連盟登録初年度より登録年が4年経過した者。
- ホ. 1ヶ年の修得単位数が16単位未満の者。
- ヘ. 連盟登録3年以下で、プロテスト、またはQTを受験した者。ただし、4年生の者の受験は認めるが、その場合でもプロテストの最終を受験した場合には、出場資格を失う。

第 4 条 競技者の義務

- イ. 本連盟員は、本連盟および日本学生ゴルフ連盟主催・後援競技をいかなる競技よりも優先しなければならない。

- ロ. 常に学生スポーツ選手として立派な態度を保持し、公正な言動をなし、言語を慎むこと。
- ハ. ゴルフ規則（2012年度版）、埋土袋、スコップ、グリーンフォークを常に携帯し、埋土は必ずすること。
- ニ. 喫煙は厳禁。ただし、駐車場の車内、クラブハウス内の所定の喫煙場所でのみ喫煙可（コース内禁煙）。
- ホ. 競技運営に関しては、競技委員と学連役員以外で当日競技委員として任命された者の指示に従うこと。
- ヘ. 以上の規定に反した者は、第3章第22条に準ずる。

第5条 エントリー（参加申し込み）

- イ. 本連盟が指定する申し込み用紙に必要事項を記入・捺印のうえ、申し込み締め切り期日までにエントリーしなければならない。
- ロ. エントリー費の返還は締切日以降行わない。ただし、その競技が中止された場合およびその競技が他の競技結果でシード権を取得し、出場不要となった場合は、その都度エントリー費の返還について協議することとする。
- ハ. 対抗戦における対戦表エントリー
 - 1. 指定用紙に、大学名、選手氏名、連盟登録年、および提出日を記入した後に提出すること。
 - 2. 本項における不備は出場を認めない場合がある。

第 3 章 大会および競技会

第6条 本連盟主催の競技を分けて対抗戦（団体戦）、選手権（個人戦）とする。

第7条 競技方法は原則としてマッチプレーないし、ストロークプレー（ともにスクラッチ）とする。

第8条 関東大学対抗戦

- イ. 毎年2回春季および秋季に行う。
- ロ. 加盟校をA、B、C、D、E、F、各ブロック別としてブロック別に優勝を競う。Aブロックの優勝校を1位校とし、Fブロック最下位校を最下位とする。
Aブロックは1位校～6位校、Bブロックは7位校～12位校までの各6校。Cブロックは13位校～20位校、Dブロックは21位校～28位校、Eブロックは29位

校～36位校の各8校、Fブロックは37位校から当分の間、最下位校までとする。

ハ. キャデイーは認めない。

ニ. 競技方法および選手登録は次のようにする。

1. A、Bブロックはマッチプレーによるリーグ戦、ストロークプレーでの対抗戦を年1回ずつ行い、C、D、E、Fブロックはストロークプレーとする。

①マッチプレーによるリーグ戦はシングルス1ポイント、ダブルス1ポイントにて行う（イーブン $\frac{1}{2}$ ）。

Aブロックは午前ダブルス4ポイント、午後シングルス8ポイント、計12ポイント。Bブロックは午前ダブルス3ポイント、午後シングルス6ポイント、計9ポイントによる各18ホール・マッチプレーで勝敗を決める。

②ストロークプレーによる対抗戦は全ブロックとも1日18ホール、2日間計36ホール・ストロークプレーとする。

③A・Bブロックは8人中7人、C・D・E・Fブロックは6人中5人の合計ストロークにより順位を決める。

2. マッチプレーによるAブロックの選手登録は12人まで、Bブロックは10人までとする。

ストロークプレーによるA・Bブロックの選手登録は10人まで、他ブロックは8人までとする。

3. 春季A、Bブロックリーグ戦において、最もポイントを獲得した選手全員を最優秀選手とする。

秋季A、Bブロック対抗戦、春・秋季に行われる他ブロック対抗戦は2日間の合計ストロークによりブロック別にメダリストを決める。

合計ストロークがタイの場合には、全員メダリストとする。

4. A、Bブロックリーグ戦の順位の設定は勝点をもってする。勝利校を1点、引き分けは0.5点として行う。

勝点がタイの場合は勝率（勝利数÷引き分けを含む試合数）の上位校、さらにタイの場合は獲得ポイントに

て決める。さらにタイの場合はアップホール数の合計の多いチーム、さらにタイの場合は残りホール数合計の少ないチームを上位とする。

- ホ. 各ブロック対抗戦順位の決定は、タイの場合、※（コメ）の選手の2日間合計ストロークにより決め、さらにタイの場合はスコア採用の最下位選手の2日間合計ストロークにより、さらにタイの場合は以下スコア採用の最下位前位選手より順次繰り上げ、2日間の合計ストロークにより決める。
- ヘ. 競技規則以外のクレーム（抗議）は主将、主務を通じて行うこと。他の者からのクレームは一切受け入れない。
- ト. 新年度春季対抗戦までは、前年度秋季対抗戦の順位が継続される。
- チ. ブロック間の入替は対抗戦終了時の結果により行う。
 - Aブロック最下位校とBブロック優勝校
 - Bブロック最下位校とCブロック優勝校
 - Cブロック7位、8位校とDブロック優勝、準優勝校
 - Dブロック7位、8位校とEブロック優勝、準優勝校
 - Eブロック7位、8位校とFブロック優勝、準優勝校
 - Fブロック下位2位校とチャレンジカップ優勝、準優勝校が自動的に入れ替わる。
- リ. 最下位ブロックに所属し、対抗戦不参加校を含む下位2校は自動的に対抗戦の参加権を剥奪される。
ただし、秋季対抗戦では、対抗戦不参加校を除き下位2校の対抗戦の参加権を剥奪しない場合もある。

第9条 関東大学女子対抗戦

- イ. 毎年2回春季および秋季に行う。
- ロ. 加盟校をA、B、Cブロックまたは必要に応じブロックを追加する。各ブロック別に優勝を競う。
 - Aブロックの優勝校を1位校とし、Cブロック最下位校を最下位とする。
 - Aブロックは1位校～6位校、Bブロックは7位校～12位校までの各6校。Cブロックは13位校から当分の間、最下位校までとする。
- ハ. キャディーは認めない。
- ニ. 競技方法および選手登録を次のようにする。

1. 全ブロック1日18ホール、2日間計36ホールストロークプレーとする。各日Aブロックは5人中4人、他ブロックは4人中3人の合計ストロークにより順位を決める。
 2. 選手登録をAブロック6人まで、他ブロックは5人までとする。
- ホ. 順位の決定において、タイの場合は※(コメ)の選手の2日間合計ストロークにより決め、さらにタイの場合はスコア採用の最下位選手の2日間合計ストロークにより、さらにタイの場合は以下スコア採用最下位前位選手より順次繰り上げ、2日間合計ストロークにより決める。
- ヘ. 競技規則以外のクレーム(抗議)は主将、主務を通じて行うこと。他の者からのクレームは一切受け入れない。
- ト. 新年度春季対抗戦までは、前年度秋季対抗戦の順位が継続される。
- チ. ブロック間の入替は対抗戦終了時の結果により行う。
Aブロック最下位校とBブロック優勝校、Bブロック最下位校とCブロック優勝校が自動的に入れ替わる。チャレンジカップ優勝、準優勝校はCブロックに昇格。
- リ. 最下位ブロックに所属し、対抗戦不参加校は自動的に対抗戦の参加権を剥奪される。

第10条 関東学生ゴルフ選手権

- イ. 毎年1回夏季に日本学生ゴルフ選手権の前に行う。
- ロ. 予選会を経た選手によって競う。
- ハ. 競技方法
1. 本選
 - ① 1日18ホール、2日間計36ホール・ストロークプレーにより60位タイまでの選手が、第3日目、第4日目に進出する。
4日間計72ホール・ストロークプレーにより順位を決める。
 - ② 本競技は54ホール終了をもって成立とし、4日間で72ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
 - ③ 第2日目終了後、第3日目のスタート時刻ならびに組み合わせが発表された後に第2日目までの競技失格

者が出て、60位タイのストローク数に変更があった場合でも第3日目に進出する選手は追加しない。

- ④72ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。

2. 予選

- ①本選出場者の決定は予選会にて行う。
- ②1日18ホール、2日間36ホール・ストロークプレーにより決定する。
- ③予選通過者数は競技規定によって発表する。

第11条 関東女子学生ゴルフ選手権

イ. 毎年1回夏季に日本女子学生ゴルフ選手権の前に行う。

ロ. 予選会を経た選手によって競う。

ハ. 競技方法

1. 本選

- ①1日18ホール、2日間計36ホール・ストロークプレーにより30位タイまでの選手が、第3日目に進出する。
- ②本競技は36ホール終了をもって成立とし、3日間で54ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
- ③第2日目の終了後、第3日目のスタート時刻ならびに組み合わせが発表された後に第2日目までの競技失格者が出て、30位タイのストローク数に変更があった場合でも第3日目に進出する選手は追加しない。
- ④54ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。

2. 予選

- ①本選出場者の決定は予選会にて行う。
- ②18ホール・ストロークプレーにより決定する。
- ③予選通過者数は競技規定によって発表する。

第12条 チャレンジカップ

- イ. 毎年1回夏季に行う。
- ロ. ブロック戦に参加していない大学のみ出場できる。
- ハ. 競技方法および選手登録
 - 1. 1日18ホール、2日間計36ホール・ストロークプレーとする。男子は4人中3人、女子は3人中2人の合計ストロークにより順位を決める。
 - 2. 選手登録は男子6人まで、女子5人までとする。
- ニ. 男子は上位2校が秋季Fブロックに自動昇格する。
女子は上位2校が秋季Cブロックに自動昇格する。

第13条 会長杯争奪関東学生ゴルフ選手権

- イ. 毎年1回秋季に行う。
- ロ. 出場資格は、関東学生ゴルフ連盟男子月例会の上位者と競技委員会によって決められた80名とする。
- ハ. 競技方法
 - 18ホール・ストロークプレーにより順位を決める。

第14条 会長杯争奪関東女子学生ゴルフ選手権

- イ. 毎年1回秋季に行う。
- ロ. 出場資格は、関東学生ゴルフ連盟女子月例会の上位者と競技委員会によって決められた40名とする。
- ハ. 競技方法
 - 18ホール・ストロークプレーにより順位を決める。

第15条 関東学生ゴルフ連盟男子月例会

- イ. 月例会開催は年6回を予定し、開催月については、その都度通知する。
- ロ. 選手は各校5名までとし、出場資格は連盟登録年にかかわらず、A、Bブロックにおいてその年度に対抗戦（団体戦）のレギュラー登録、個人戦本選に一度も選手登録していない者とする。
- ハ. 競技方法
 - 18ホール・ストロークプレーにより順位を決める。
- ニ. 各月月例会の上位12名の選手が、会長杯争奪関東学生ゴルフ選手権の出場資格を得る。

第16条 関東学生ゴルフ連盟女子月例会

- イ. 月例会開催は年6回を予定し、開催月については、その都度通知する。

ロ. 選手は各校5名までとし、出場資格は連盟登録年にかかわらず、Aブロックにおいてその年度に対抗戦(団体戦)のレギュラー登録、個人戦本選に一度も選手登録していない者とする。

ハ. 競技方法

1 8ホール・ストロークプレーにより順位を決める。

ニ. 各月月例会の上位7名の選手が、会長杯争奪関東女子学生ゴルフ選手権の出場資格を得る。

第17条 その他連盟主催の競技についてのスケジュールおよび競技規定は常任委員会の決定による。次年度の競技日程および開催場所の決定は競技委員会による。

第18条 競技委員長以下競技委員(当日任命された競技委員を含む)は、その競技において一切の責任と権限を有する。

第19条 シード選手ならびに出場資格獲得の基準は競技スケジュールとともに発表される。

第20条 競技中におけるギャラリー応援は競技委員の指示を厳守し、引率責任者を設定しなければならない。引率責任者はその氏名、学年、所属加盟校および応援者数を競技委員会に報告のこと。

第21条 リミットオーバー

リミットオーバーは、競技規定に定める場合に適用する。

第22条 罰則

イ. 不当な遅延プレーに関しては、ゴルフ規則(2012年度版)の規則6-7に準ずる。

ロ. 指定練習日は該当競技開催日として扱う。ただし、指定練習日のスタート遅刻者は該当競技失格とならないが、原則としてラウンドできない。

ハ. 失格・出場停止・期限

1. 競技開催日の無断欠席者は競技失格者として6ヶ月間出場停止とし、指定練習日の無断欠席者は3ヶ月間出場停止とする。

2. スタート時刻遅刻者、埋土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則不携帯者は当該競技のみ失格とする。

3. 学生ゴルファーとして不名誉な行為、および本規程第4条第イ項に反する行為を行った者およびクラブは、

常任理事会の議を経て譴責、または期限付き出場停止、もしくは除名とする。

4. 競技会場において、指定喫煙場所以外で喫煙した者は6ヶ月間出場停止。
5. その他、競技委員が協議して、競技継続および参加不相当と認めた者は、競技失格者として期限付き出場停止とする。

ニ. 服装

服装規程は別にこれを定める。

- ホ. 各競技で失格した者は、本連盟主催・後援競技においてのシード権を剥奪される。ただし、遅刻、目土袋、スコップ、グリーンフォークおよびゴルフ規則不携帯者を除く。
- へ. 日本学生ゴルフ連盟主催・後援競技における失格者に対して、本連盟もその処置をもって失格者とする。
- ト. 始末書

競技失格者・出場停止処分（リミットオーバーは除く）を受けた者は、主将・主務および本人が連署した始末書を提出しなければならない。提出は競技失格後および出場停止処分を受けた日より、2週間以内とし、主将または主務が同伴の上、本連盟規約第2条の事務所に提出しなければならない。

始末書を提出期間内に提出しなかった場合、当該大学に課罰（出場停止他）を課すことがある。埋土の不履行、使用しないティーインググラウンドの横断等のアゲンストマナーにて、2度の警告を受けた場合は、同じく始末書の提出を要する。

第23条 ギャラリー（選手、競技委員以外の全ての者）のコース内立ち入りについて

その都度競技規定に記載することとする。1番、10番のティーインググラウンドおよび、9番、18番のグリーン付近での応援、見学はいかなる場合も可とするが、静粛にすること。

ただし、学連が特別に許可した者はコース内の立ち入りを認める。コース内に立ち入る際は、学連が示す注意事項を順守すること。注意事項に反する行為があった場合は次による。

1. 当該校のギャラリー全員を即刻退場とし、大学に対し警告を与える。
2. 警告を受けた大学が、他の競技会において再び注意事項に反する行為を行った場合、その後の競技会には期限付きでギャラリーのコース内立ち入りを認めない。
3. ただし、重大な違反行為があった場合は前記1、2の限りではない。

第24条 監督・コーチのコース内立ち入りおよびアドバイスについて
団体競技において、各チームは競技委員会の許可を得て、連盟に登録されている監督、コーチのいずれか1名を選任し、コース内に立ち入りアドバイスさせることができる。
ただし、監督、コーチの選任が不可能な場合は、前日のアピアまでに競技委員会の許可を得て、当該学校の関係者を1名コース内に立ち入りアドバイスさせることができる。

第25条 ミーティングおよび開・閉会式

正当な理由なく、ミーティングおよび開・閉会式に遅刻、または欠席した者は、本規程第22条第ト項の始末書の提出を要する。

第26条 本規程の改正は常任委員会の3分の2以上の賛成を必要とする。